
プロジェクト **のれんの会計処理及び開示に関する検討**

項目 **第 585 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 585 回企業会計基準委員会（2026 年 10 月 5 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（のれんの償却期間及び償却方法に関する実務上の課題への対応）

2. 実務上の課題に対する検討の進め方について、基本的には事務局の提案に賛成する。
3. 適用指針の結論の背景において投資の回収期間を参考にのれんの償却期間を決定することが可能とされているため、多くの実務において、実態に合っているかどうかの検討が十分に行われないうまま、投資の回収期間を用いて償却期間が決定されていると考える。このような状況についての分析も踏まえて検討を進めることが望ましい。
4. のれんの償却期間に関して、企業は買収価格の交渉過程で企業結合に伴う超過収益力やシナジー効果を検討すべきであり、この検討を踏まえて償却期間の決定に至るという実務が定着していると考えられる。このため、デフォルトの償却期間を設けるといった対応をする場合には、当該検討が十分に行われなくなることを懸念する。のれんの償却期間に関する予見可能性の欠如という課題は意見聴取で聞かれた意見であることは理解しているものの、この意見がどの程度広範に課題として認識されているかについて、今後の分析において検討いただきたい。
5. のれんの償却方法に関して、企業結合に関する会計基準第 32 項では、のれんは「定額法その他の合理的な方法」により償却することとされている。このうち「その他の合理的な方法」に関して、のれんの性格等の分析を行い、実務においてどのように適用し得るか検討いただきたい。

（のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直し）

6. のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しに関する検討の進め方について、基本的には事務局の提案に賛成する。
7. プロの機関投資家と異なり、自身でのれん償却前営業利益を計算する技術を持たない投資家に向けて、のれん償却前営業利益を新たな小計として検討することに意義があると

考える。また、比較可能性の側面では、営業利益同士の比較に比べれば、のれん償却前営業利益の方が IFRS 会計基準との差が縮まり、その点では比較可能性は高まると言えるのではないか。検討の結果、企業会計基準等の開発は必要ないとの結論に至ることもあり得るが、少なくとも社会的な要請に応じて検討をすることには意味があると考ええる。

8. のれん償却費に重要性がある会社等では、任意でのれん償却前営業利益を開示し投資家とのコミュニケーションに活用する実務もあると理解している。のれん償却前営業利益の活用の広がりや程度及び会計基準で裏打ちされた指標とすることによる利点と課題を確認し、作成者と投資家との間のコミュニケーションの改善につながるか検討することが考えられる。
9. 検討課題は一義的にはのれん償却前営業利益の開示であるが、それに限定されず、例えばのれん償却費を独立して開示することを定めることにより、財務諸表利用者が自主的にのれん償却前営業利益に相当する指標を算出できることとするような検討の方向性も、今後の議論次第であり得ると理解した。
10. 損益計算書に表示される情報と注記により開示される情報とでは、実務上重みが異なると理解している。損益計算書に新たな小計として表示することは会計基準としての重みがあるということでもあり、この小計を設けることの影響を、対外的な影響も含めて検討する必要があると考える。
11. 比較可能性の側面が特に重要であると考えている。企業会計基準委員会として果たし得る役割を考えながら、比較可能性の向上に資する工夫について議論を進めることが良いと考える。
12. のれん償却前営業利益の開示のほか、比較可能性の向上につながるのであれば、のれん償却前の当期純利益や株価収益率等についても検討することが考えられるのではないかと考える。

以 上